

平成30年5月25日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17034

研究課題名(和文) 新たな市民社会論構築に向けた基礎的研究：J. ロックの宗教思想と社会的徳の実践

研究課題名(英文) An Elementary Study on the Possibility of the New Theory of Civil Society:  
Focus on John Locke's Religious Thought and Social Virtues

研究代表者

武井 敬亮 (TAKEI, Keisuke)

福岡大学・経済学部・准教授

研究者番号：90751090

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ロック及び同時代の思想家(アングリカン聖職者)の著作を分析・比較することによって、ロックの思想に内在する「社会的徳としての宗教性」を析出した。特に、ロックの宗教的著作や手稿(例えば、MS Locke c.34、『キリスト教の合理性』、『寛容書簡』など)の分析から、ロックの教会論の特徴(反聖職者主義や世俗と宗教の管轄領域の区分など)を示し、さらに、ロックが、社会秩序を乱さないかたちでのキリスト教信仰にもとづく外的行為の在り方(内面と外面の一致)を主張していたことを示した。また、それが、ロックの寛容思想の特徴でもあることを具体的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this research, I extracted Locke's religious aspects as social virtues from his political thought by analyzing not only his but also his contemporaries' works and comparing them each other. Especially, I analyzed Locke's religious works and manuscripts such as MS Locke c.34, A Letter concerning Toleration, The Reasonableness of Christianity, etc., and confirmed his characteristic view of church, for example, his anti-clericalism, his distinction of jurisdiction between church (the clergy) and state (the civil magistrate), and so on. Furthermore, I shew that Locke claimed the consistency between inward belief and outward behavior without breaking the social order. I also explained that such argument was one of the features of his ideas of toleration.

研究分野：社会思想史

キーワード：ジョン・ロック エドワード・スティリングフリート ヘンリ・ハモンド イングランド啓蒙 寛容思想  
アングリカニズム Civil Society 世俗性

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 先行研究の動向

これまでの研究で、17-18 世紀のブリテン社会を Civil Society = 近代市民社会 として把握することの限界が、塚田富治や坂本達哉らによって指摘されている。塚田は 16-17 世紀の同概念の多義的性格を世俗性・文明性・公共性の 3 つの側面から整理し、坂本は 18 世紀の社会を Civilized Society = 文明社会 として把握することの必要性を主張する。同概念の多様性は、ロック研究においても解釈を分ける大きな要因になっており、次の 3 つに分類することができる。

Civil Society = 近代市民社会 : ロックの所有権論を同時代の新興市民階級の擁護と結びつけ、その近代的側面を積極的に評価する立場 (L. Strauss, C. B. Macpherson, 田中正司など)。

Civil Society = 実現すべき政治社会 : 国王への抵抗を唱える急進主義者とロックとの実践的な結びつきから、その政治的変革に注目する立場 (R. Ashcraft, J. Marshall, 大澤麦など)。

Civil Society = 世俗社会 : ロックの議論の神学的枠組み (J. Dunn, J. Tully, 加藤節など) や世俗と宗教の緊張関係に注目する立場 (M. Goldie, J. Rose, 山田園子など)。

既存のロック研究の解釈類型が示しているように、少なくとも 17 世紀において、Civil Society 概念は多義的な性格をもっていた。したがって、問題は、こうした多義的な概念が 18 世紀以降にどのように受け継がれていったのか、ということである。この概念継承は、17 世紀から 18 世紀にかけて啓蒙思想が発展していく中で行われたものと考えられる。従来、啓蒙思想は、旧体制に対抗する脱宗教的 (理性的)・革命的な一連の運動 (“ひとつの啓蒙 the Enlightenment”) と理解される傾向にあり、Civil Society 概念は「市民社会」と固定的に結びつけられるかたちで理解されてきた。

### (2) 本研究の着想とねらい

近年こうした単線的な「啓蒙」理解の見直しが行われ、イングランドにおける啓蒙思想の展開プロセスの解明が重要な思想史的課題となっている。例えば、Margaret C. Jacob や J. Israel は、宗教性を内包しつつ、17 世紀イングランドの急進的な著作が、伝統的な思考様式の世俗化に果たした役割を「急進的啓蒙」として描く。ただし、本来多義的な Civil 概念 (市民・政治・世俗性) は複数の思想潮流の中で検討されるべきであるが、この点は依然として見落とされている。

また、啓蒙思想の文脈における既存のロック研究においては、ロックの思想を近代的な「政教分離」思想の先駆けとして解釈する傾向が強く、政治と宗教が二分法的に語られ、18 世紀への連続性を示す際に、その宗教的側面が軽視される傾向にある。J. Marshall の

研究は、啓蒙を世俗化 (脱宗教化) の流れとして捉える既存研究に対して寛容思想を中心に啓蒙を論じる点で重要であるが、“ひとつの啓蒙 the Enlightenment” を想定しているために、文化的に固有な啓蒙の精神やその実践も 18 世紀の“高啓蒙”へ連なるものとして単線的に解釈しており、複数の発展経路の可能性が考慮されていないという問題が依然として存在する。

以上から、本研究では、J. G. A. Pocock が提起した啓蒙の複数性 (複数の発展経路の可能性) に着目し、Civil 概念の多様性を、その宗教的側面に注目しながら把握することによって、イングランド啓蒙の特質の解明を目指すことにした。

## 2. 研究の目的

報告者は、これまでの研究で、自己利益追求型の人間 = 経済人モデル を前提とする (近代以降の) 市民社会 が分析ツールとして限界を抱える中、Civil Society 概念自体を問い直し、その多様性を再発見するために、17 世紀後半以降のブリテンにおける啓蒙思想の展開プロセスの解明に努めてきた。

上記の観点から、従来「市民社会」論において十分に注意が払われてこなかった宗教的側面 (= 社会的徳としての宗教性) を、ジョン・ロックの Civil 概念の分析を通じて析出し、その特質を 17 世紀のアングリカニズム (特に広教会派によって担われた「保守的啓蒙」) の文脈に位置付けることで、18 世紀の啓蒙思想に至る発展経路の複数性・多様性を明らかにすることを、本研究の目的として設定した。

### (1) 具体的課題 : その一

ロックは、信仰問題に関して、内面 (良心の自由) と外面 (世俗為政者 civil magistrate への服従) の区別 (内面と外面の分離) を行う。しかし、後期の『教育に関する考察』では、「心の中の礼儀正しさ internal Civility of the Mind」を「外的な態度 outward Demeanour」で示すこと (内面と外面の一致) の必要性を説く (木村俊道『文明の作法』ミネルヴァ書房、2010 年、109-24 頁でも同様の指摘あり)。そこで、ロックの著作を初期・中期・後期と時系列的に分析していくことで、この内面と外面の「分離」から「一致」に至る発想の転換点を明らかにする。そのために、この「一致」が見られる後期 (80 年代後半以降) の著作 (『統治二論』、『寛容書簡』の他、『教育に関する考察』、『キリスト教の合理性』、『人間知性論』など) を分析し、ロックにおける社会的徳としての宗教の実践的側面を明らかにする。

### (2) 具体的課題 : その二

ポーコックは、カトリックの主張する教皇の無謬性や神意の体现者と自認するセクトの「熱狂」に対して、知性の限界を自覚する

アングリカンの「自己抑制の態度」が啓蒙に果たした役割を強調する。そして、ロックの『人間知性論』は、このようなアングリカンの流れ（つまり「保守的啓蒙」）にも属していると指摘する。本研究では、これまでの先行研究及び自身の研究をふまえて、アングリカン強硬派（高教会派）とより穏健な広教会派との対立を念頭に、広教会派とロックの思想的近似性について検討し、「保守的啓蒙」の位相を明らかにしていく。

### (3) 具体的課題：その三

以上の作業から、ロックの“Civil”概念が宗教性を含んだものであり、そのため、内面と外面が完全に「分離」されることなく、後期の宗教的著作の中で、ロックが宗教を社会的徳と結びつけて捉え直していることを明らかにする。そして、外的行為（社会的徳の実践）における「自己抑制」の態度と「保守的啓蒙」の関係から、イングランド啓蒙におけるロックの思想的位置付けを行う。

## 3. 研究の方法

本研究では、17世紀のCivil概念における宗教性をロック及び同時代の思想家の著作を分析することによって析出し、それを啓蒙思想（「保守的啓蒙」）の文脈に位置付けていく。その際、以下の二点に注意して分析を試みる。第一に、本研究は一次文献の分析を中心に進められるが、その分析精度を高めるために、「ケンブリッジ学派」によって提唱された方法論（コンテクスト主義）を採用し、当該テキストが執筆された時代状況の把握も精力的に行う。第二に、自身の解釈の妥当性を検証するために、所属学会（日本イギリス哲学会）やジョン・ロック研究会（学習院大学の下川潔教授主宰）等で定期的に研究報告を行うとともに、イギリス革命期の宗教思想に精通している山田園子教授（広島大学）、J. ハリントンを中心に17世紀の共和主義思想を研究する竹澤祐丈准教授（京都大学）を中心に、積極的な意見交換を行う。

### (1) 平成27年度

研究初年度は、内面と外面の「一致」を説く後期の議論がどのようにして生まれたのかを明らかにするために、既存のロック研究においても十分に検討されてこなかった1680年代前半の草稿類を中心に、資料収集と分析作業を行った。

主たる分析対象は、MS Locke c.34である。これは、1681年頃に、E. スティリングフリート（国教会聖職者）を批判するために執筆された論稿である。ロックの内面と外面（政治と宗教）の関係性に関する認識は、1689年の『寛容書簡』で一応の完成をみるとされるが、初期の『寛容論』（1667年頃）と後期の『寛容書簡』の間に位置するこの手稿は、ロックの発想の転換点を探る本研究において重要な意味をもつ。またこの手稿分析は、

既存のロック研究において、その重要性が認識されてからも、資料的制約により十分な研究が行われていない未開拓の分野でもある。同手稿は、これまで部分的に公刊されてきたが、校訂版として全文を公刊しているものは少ない。また、手稿の判別・復元の困難さから、より正確な読解作業のためには、原手稿との対照が必要となる。そこで、実際にオックスフォード大学の Bodleian Library で資料調査を行い、原手稿を画像データとして入手し、公刊されているものと対照させながら、同手稿の分析作業を行った。

次に、上記の手稿の分析作業と並行して、ロックの論駁対象である E. スティリングフリートの *The Mischief of Separation* (1680) と *The Unreasonableness of Separation* (1681) の分析を行った。報告者は、これまでの研究で、ロックと S. パーカー（高教会派）との比較分析を行っている。スティリングフリートは広教会派の主要人物であり、パークーとも論争している。そこで、スティリングフリートの著作を分析し、ロック、パークー（高教会派）、スティリングフリート（広教会派）の関係性について検討を行った。

### (2) 平成28年度

第二年度は、前年度の研究成果を踏まえて、以下の二つの作業を予定していた。

第一に、ロックの後期（1680年代後半以降）の著作の分析である。具体的には、内面と外面（政治と宗教）の「分離」がしばしば強調される『統治二論』（1689）と『寛容書簡』（1689）の再検討である。特に後者は、個人の信仰の自由を主張していることから、これまで政教分離の側面が強調されてきたが、カトリック教徒に対しては寛容を認めておらず、M. Goldieはこの点を根拠に「ロックは宗教の完全な私事化（privatization）を主張していない」と解釈する。これは、信仰とその「外的表れ」とが切り離されていないことを示している。カトリック教徒に寛容を認めるか否かは、当時の重要な政治的・宗教的問題であったが、ロックにおける内面と外面（政治と宗教）の関係性を解明する上でも重要な検討課題である。そこで、この問題を足掛かりに、宗教の社会的含意に関するロックの認識を中心に、後期の著作の再検討を予定していた。

ただし、後期におけるロックの宗教的認識を把握する必要性から、当初の計画を変更し、先に『キリスト教の合理性』の分析を行った。さらに、ロックの聖書解釈の特徴を把握する必要が出てきたことから、ロックの手稿 MS Locke f.30（の画像データ）を入手し、分析を行った。

第二に、空位期の主要なアングリカンである H. ハモンドと J. テイラーの著作の分析を予定していた。彼らは、空位期におけるアングリカンの「スポークスマン」であり、その思想は復古期のアングリカンにも多大な

影響を与えた。ロック自身、1660年代にハモンドの著作を読んでおり、その表題 *Of the Reasonableness of Christian Religion* (1650) と類似した著作 *The Reasonableness of Christianity* (『キリスト教の合理性』(1695)) を執筆している。また、この著作を批判したカルヴァン派神学者ジョン・エドワーズは、テイラーのロックへの影響を指摘している。したがって、高教会派 (High Churchmen) や広教会派 (Latitudinarian) との関係からロックをアングリカニズムの中に位置付ける本研究において、彼らの思想的影響力の検討も必須の作業と考える。そこで、「世俗」(道徳) と「宗教」(信仰) の関係性を軸に、ハモンドの上記の著作とテイラーの著作 *The Rule and Exercises of Holy Living* (1650) と、*The Rule and Exercises of Holy Dying* (1651) の分析を予定していた。ハモンドの著作については予定通り分析作業を行うことができた。ただし、『キリスト教の合理性』の分析に時間をかけたため、テイラーの著作については、本研究では扱うことができず、今後の課題として残った。

### (3) 平成 29 年度

第三年度は、ロックの著作分析の続きを行うとともに、本研究の総括を予定していた。

具体的には、『教育に関する考察』(1693)、『キリスト教の合理性』(1695)、『人間知性論』(1689) を中心に、ロックの後期の著作の分析作業を予定していた。『教育に関する考察』については既に通読作業を終え、内面の発露を「社会的徳性 (the Social Virtues)」と結びつける議論が展開されていることを確認している。この理解をもとに、同時期に執筆された『キリスト教の合理性』についても、分析作業を継続して行った。また、前年度から持ち越した『寛容書簡』についても、予定通り再検討を行うことができた。

ただし、当初、外面 (外的な振舞い) から内面を類推する議論を、ロックの認識論の枠組みを用いて再構成することを念頭に、『人間知性論』の分析を予定していたが、この作業は、本研究では行うことができなかったため、今後の課題として残った。

また、当初、前年度までの分析作業から得られた知見と合わせて、ロックの“Civil”概念の重層性とその変容を明らかにするとともに、ハモンド、テイラーを中軸に据えて、ロック、パーカー (高教会派)、ステリングフリート (広教会派) の比較検討から、ロックとアングリカン諸派との政治・宗教観の異同についての具体的な把握を予定していた。この作業は、本研究を通じて、部分的には達成することができたが、一部、扱うことのできなかつた課題 (テイラーの二つの著作やロックの『人間知性論』の分析など) が残ったため、最終的な全体像を描く作業まで進めることができなかった。

## 4. 研究成果

### (1) 平成 27 年度

本年度は、具体的には、ロックの手稿 MS Locke c.34 とその中でロックが批判していたステリングフリートの二つの著作 (『分離の災い』(1680年) と『分離の不当性』(1681年)) の分析を行った。ステリングフリートは、両著作の中で、非国教徒の分離を批判し、国教会の「統一」の必要性を主張した。そして、その論拠として、新約聖書の「フィリピン人への手紙」3章6節 (「ただ私たちは、自分たちが到達したところ、それを堅持すべきである。」) を中心に議論を展開した。これに対して、ロックは、同じ箇所から、相手の議論の矛盾を暴露するとともに、正反対の結論 (キリスト教徒の信仰の自由と分離の正当化) を導き出す。この批判様式は、『統治二論』のフィルマー批判にも通ずるところがあり、ロックの議論の特徴の一つといえる。

また、同手稿において、ロックは、『寛容書簡』につながるような教会観 (自発的結社としての教会、信仰の自由、国家と教会の分離など) を既に示していたことを確認した。ロックは、教会と国家の管轄領域を、その目的から明確に区分し、(教会が霊的な権威を保持しつつ、教会の判断に世俗為政者が法的強制力をもたせるという) パーカーの相互補完的な図式と共通するステリングフリートの「国教会」概念を一貫して批判していたこと、そして、その批判的な態度が、ロックの初期の著作に見られる反聖職者主義の現れと考えることができることを示した。

以上の研究成果について、所属学会で口頭発表を行い (学会発表)、博士論文及びそれを加筆・修正した著作 (図書、特に 141-168 ページ) として公表した。

### (2) 平成 28 年度

本年度は、ロックの『キリスト教の合理性』の分析と、空位期の主要なアングリカンであるヘンリ・ハモンドの著作の分析を行った。また、ロックの同著作を批判した同時代のアングリカンであるリチャード・ウィリスの著作を分析し、三者の比較から、アングリカニズムの中にロックを位置付ける作業に見通しをつけることができた。

まず、『キリスト教の合理性』の議論について、ロックの救済論を検討し、「信仰」、「行い」、「悔い改め」の関係性を整理した。特に重要なのが「悔い改め」である。ロックは、福音書に言及しながら、「信仰」(「イエスがキリストであると信じること」と「悔い改めに見合うわざを行うこと」) が、イエスが来臨した際の新たな恩寵契約における絶対条件になったと主張する。ここから、ロックが、信仰のもとづく行為の実践 (「内面」と「外面」の一致) が、救済において必要であると考えていることを示した。次に、イエスの布教の仕方に関する議論を検討した。そして、(外的行為で示す) イエスの自己開示の方法

から、ロックが、「信仰」(内面)と「わざ」(外面)とを結びつけて議論していることを示した。さらに、同著作に対する同時代人の反応を確かめるために、1697年に匿名で出版された *The Occasional Paper* の著者であるリチャード・ウィリスの批判を検討した。『キリスト教の合理性』に対する批判としては、カルヴァン派の神学者ジョン・エドワーズによるものが有名であるが、ロックとウィリスの議論を比較すると、むしろ両者の立場の類似性を指摘でき、その対立はアングリカンという大枠の中で起こったものと言える。

次に、聖書に依拠したロックの議論をより正確に把握する上で、ロックが聖書を解釈するにあたり、誰の影響を受けていたのかも重要な論点であるため、この点について、ロックの手稿 MS Locke f.30 を分析した。そして、手稿の分析から、ロックがジョゼフ・ミード(千年王国論者)の聖書解釈を頻繁に参照していることが分かった。その影響関係にまで踏み込んで議論を展開することはできなかったが、ロックとミードの関係はこれまで議論されることがほとんどなかったため、今後の発展が期待できるテーマであると考えられる。

以上の研究成果について、所属学会で口頭発表を行い(学会発表、 )、『キリスト教の合理性』に関する研究については、『*The Reasonableness of Christianity and its Political Implications*』として、論文投稿に向けた作業を行っている。

### (3) 平成 29 年度

本年度は、まず、前年度に行ったヘンリ・ハモンド(空位期のアングリカン)の『キリスト教の合理性 *Of the Reasonableness of Christian Religion*』(1650)の分析をさらに進め、“Reasonableness”の意味内容を明らかにした。ハモンドは、同著作の中で、まず、「証 Testimony」の明確さ(直接性)は、理性的な人であれば納得できる(=理にかなった)ものであり、このことがキリスト教の信仰の根拠となると主張した。次に、キリスト教を信仰することによって「利益 advantages」が得られるのであれば、当然、信仰することが理にかなっていると主張した。そして、この二つの点から、キリスト教は「理にかなって reasonable」おり、キリスト教(=国教会)を信奉すべきであると結論づける。さらに、後者の議論を行う中で、ハモンドは、キリスト教の実践を重視し、また、その実践の在り方についても、個人の置かれている状況に応じて義務を果たすことを求める。こうした議論は、先行研究でも指摘されているように、ハモンドの(契約神学にもとづく)条件付きの救済論を下地にしていて考えられる。

次に、政治と宗教の関係性を把握するために、『寛容書簡』を中心に、ロックの寛容思想の再検討を行った。先行研究でもたびたび指摘されるが、ロックは、『寛容書簡』の中

で、国家と教会の管轄権の区別を説明し、国家が宗教的寛容を認めることによって、政治的服従と宗教的自由が両立可能であること(=宗教的寛容と社会秩序の安定化)を論証する。そして、この議論が、名譽革命期において、国家の統合の論理として機能するとロックが考えていたことを、オランダの神学者フィリップ・ファン・リンボルクとの書簡の分析から具体的に示した。

以上の研究成果について、下川潔教授(学習院大学)主宰のジョン・ロック研究会(第11回、2017年9月7日、学習院大学、東京)で、「ヘンリ・ハモンド『キリスト教信仰の合理性』における“Reasonableness”の意味」として口頭発表を行い、現在、論文投稿に向けた作業を行っている。また、『寛容書簡』を中心とするロックの寛容思想に関する研究成果の一部を、17世紀イギリス思想史研究の現在と未来 山田園子先生退職記念シンポジウム(京都大学楽友会館、2018年3月31日)にて、「ロック研究の展開可能性 宗教思想を中心に」の中で発表した。

### (4) 今後の展望

従来の市民社会成立史(市民社会論)においては、宗教思想や宗教的言説は「世俗化=脱宗教化」の対象として描かれ、社会秩序の維持・形成に果たした役割が、相対的に軽視されてきた。報告者は、この点を問題視し、ジョン・ロックの宗教思想(特に Civil / Civility 概念)を中心に、社会的徳としての宗教性の析出を行ってきた。今後の展望として、本研究で残された課題に取り組むとともに、さらに、これまでの研究をふまえて、17世紀後半から18世紀前半にかけてイングランドで生じた宗教的言説(具体的には、聖書解釈の方法)の変化に焦点を当て、それが思想の変化にどのような影響を及ぼしたのか、明らかにしていきたい。

具体的な課題として、以下の三点が考えられる。第一に、イングランドで同時期に宗教的言説の変化を促す契機となった出来事を把握すること、第二に、ロックを中心に、同時期の思想家の著作を取り上げ、聖書解釈の方法がどのように変化したのかを分析すること、第三に、その結果、どのような思想的变化が生じたのかを明らかにすること、である。これらの追加的な課題に取り組むことにより、本研究で描くことのできなかったイングランド啓蒙の全体像やその特質、その中でロックの位置付けが、より明確になると期待される。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計4件)

武井 敬亮、「聖書解釈者としてのジョン・ロック—MS Locke f.30の分析を中心に

ー」, 日本イギリス哲学会第 41 回研究大会、  
2017 年 3 月 28 日、南山大学名古屋キャンパ  
ス(愛知県・名古屋市)。

武井 敬亮、「ジョン・ロックの聖書解釈  
の同時代的な意味について—『キリスト教の  
合理性』の分析を中心に—」, 日本ピューリタ  
ニズム学会関西研究会、2016 年 10 月 23 日、  
キャンパスプラザ京都(京都府・京都市)。

武井 敬亮、「ジョン・ロック『キリスト  
教の合理性』の再検討—聖書解釈と政治論を  
を中心に—」, 日本イギリス哲学会関西西部会第  
54 回研究例会、2016 年 7 月 23 日、キャン  
パスプラザ京都(京都府・京都市)。

武井 敬亮、「J. ロックの『聖書』解釈と  
E. スティリングフリート批判」, 日本イギリ  
ス哲学会関西西部会第 52 回研究例会、2015 年  
7 月 25 日、キャンパスプラザ京都(京都府・  
京都市)。

〔図書〕(計 1 件)

武井 敬亮、「国家・教会・個人—ジョン・  
ロックの世俗社会認識論」、京都大学学術出  
版会、2016 年、232 ページ

〔その他〕

ホームページ等

researchmap(国立研究開発法人科学技術振  
興機構提供)の研究者個人ページ

<https://researchmap.jp/7000020136/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

武井 敬亮(TAKEI, Keisuke)

福岡大学・経済学部・准教授

研究者番号: 90751090

### (2) 研究分担者

該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし

### (4) 研究協力者

該当なし